

■節電行動計画(1枚目)

医療施設名	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター			病床数	451床	
都県名	群馬県	住所(病院)	群馬県高崎市高松町36			
担当者(部署)	吉田 勝 (施設管理係長)	担当者連絡先	直通電話	027-322-5580	メールアドレス	3105ey01@takasaki.hosp.go.jp

開設主体名	独立行政法人国立病院機構					
都県名	東京都	住所	東京都目黒区東が丘2丁目5番21号			
担当者(部署)	中村 和幸 (財務部整備課施設整備企画室)	担当者連絡先	直通電話	03-5712-5072	メールアドレス	nakamura-kazuyuki@nho.hosp.go.jp

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
1950kW	A04a00111	1950kW	0.85	1658kW	1.00	1950kW
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		1658kW		15.00%		

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を3分1程度の間引き(消灯)する】	◎	◎
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室等や廊下の消灯をする(①②⑩をあわせて最大約100kW)】	◎	◎
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：冷房の温度設定は原則28℃とする】	◎	◎
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室等の空調を停止する】	◎	◎
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：遮光フィルムを一部の窓に設置する】	◎	◎

日付	日付
7/1	7/1

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：院内にお知らせを流す、また、冷房設定温度をコントローラー部に貼り周知する】	○	○
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：定期的に冷房温度の設定等の確認をしまわる】	○	○
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：家庭での効果的な節電方法を情報提供する】	○	○
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：Hf式蛍光灯を導入済み】	-	-
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟廊下の天井照明等を3分1程度消灯する】	○	○
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：事務室等の一部区域で、外調機の運転を一定時間停止する】	○	○
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：フィルターを定期的に清掃する】	○	○
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の開け閉めを徹底し、冷気流出を防止する】	○	○
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガス式空調熱源を優先的に運転(ターボ冷凍機(電気式)を使用しない場合、最大約-230kW)】	○	○
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う】	○	○
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：オートクレープに詰め込み過ぎないよう気をつける】	○	○
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：温水洗浄便座の節電モードを使用する】	○	○
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：一部自動販売機の蛍光灯の点灯を停止する】	○	○
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：デマンド監視装置の設定を、目標使用予定電力以下とする】	○	○
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：該当設備なし】	-	-
	㉑網戸を一部の窓に設置する	○	○
	㉒手洗いの小型給湯器のヒーターを停止する(約0.5kW × 76台 = 最大約-37.5kW)	○	○
	㉓		
	㉔		
㉕			

日付	日付
7/1	7/1

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。